

# 重要事項説明書

## 1 事務所・運営法人の概要

事業所名称 ハッピーリハビリ訪問看護ステーション  
所在地・連絡先 横浜市鶴見区鶴見中央 4-43-4 2F  
事業者指定番号 1460190116  
代表者名 代表取締役 井田 徹  
管理者・連絡先 TEL 045-500-1855  
実施事業の内容 訪問看護及び介護予防訪問看護とリハビリテーション  
事業所数 1

## 2 事業所の職員体制

- ・管理者（1名 常勤兼務） 管理者は、業務の管理を一元的に行います。
- ・訪問看護師（14人） 訪問看護師は、要介護者及び要支援等からの相談に応じるとともに、訪問看護計画または介護予防訪問看護計画の作成を行うとともに訪問看護及び介護予防訪問看護サービス（リハビリテーションを含む）を提供します。また、課題の分析を行い、必要に応じてご利用者様またはご家族様への説明を行います。

## 3 業務日及び業務時間

- ・業務日 月曜から金曜日まで。ただし、土日及び冬期休暇（12/29～1/3）を除きます。
- ・業務時間 原則午前 8：45 から午後 17：45 まで

## 4 サービス内容

- （1）訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画の作成
- （2）サービス事業者との連絡調整
- （3）訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画の実施状況の把握
- （4）市区町村への連絡調整
- （5）訪問看護及び介護予防訪問看護サービスとリハビリテーション

## 5 サービス利用料及び利用者負担（詳細は料金表参照）

- （1）介護保険で、事業実施地域（鶴見区全域）を越える地域に訪問する必要がある場合は、その交通費の負担をお願いします。また医療保険利用の場合は、事業実施地域を問わずその交通費の負担をお願いします
- （2）毎月、月初め訪問時に前月分の利用料金を現金でご請求させていただきます。やむを得ない場合はこの限りではありません。（銀行振込可能ですが、手数料が発生します）。
- （3）時間外及び休日の訪問に関しては、追加料金が発生いたします。（医療保険）
- （4）ご利用者様は、この訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画を一週間以上の予告期間を持って解約できます。その際のキャンセル料については必要ありません。
- （5）前日又は当日のキャンセルは、下記のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください（ただし、利用者の体調の急変などやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です）。

時 期	キャンセル料
サービス利用日の前日まで	無 料
サービス利用日の当日	利用者負担金の 10%

## 6 当事業所における運営方針

- (1) 訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画の作成にあたっては、利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営む事ができ、また家族（介護者）の軽減負担を図る事を目標とします。
- (2) サービスの実施にあたっては、関係行政機関、地域の保険・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に勤め、要介護・要支援状態の悪化予防に資するように十分配慮いたします。
- (3) 当事業所は、訪問看護員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備します。
  - ア 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - イ 定期研修 年2回

## 7 秘密保持

事業所及び訪問看護員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。ただし、訪問看護計画または介護予防訪問看護計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者またはその家族から同意を得るものとします。

## 8 相談窓口・苦情対応

※当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

電話番号 045-500-1855

FAX番号 045-500-1870

担当者 高野 由起子 ・ 井田 徹

その他 相談・苦情については、管理者および訪問看護員が対応します。不在の場合でも、対応した者が「苦情相談記録書」を作成し、管理者および訪問看護員に引き継ぎます。また、アンケート調査等を実施し、利用者様の意見や苦情等を聴く機会を設けます。

※その他にお住まいの区役所および「神奈川県国民健康保険団体連合会（国保連）」においても苦情申請などが出来ます。

神奈川県国民健康保険団体連合会(国保連)

所在地 〒230-0003 横浜市西区楠町27番地1

電話番号 045-329-3447

FAX番号 0570-033-110

対応時間 月曜日から金曜日の9:00～17:00

横浜市（本庁）

介護事業指導課

電話番号 045-671-2356

鶴見区役所

高齢・障害支援課 高齢者支援担当

電話番号 045-510-1775

FAX番号 045-510-1897

※訪問看護及び介護予防訪問看護サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

# 介護訪問看護料金表(介護保険)

## 1 訪問看護の介護報酬に係る費用

2級地 11.12 円

訪問看護費（1回につき）	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	
(1) 所要時間20分未満の場合	314	350	699	1,048	24時間体制、週1回以上
(2) 所要時間30分未満の場合	471	524	1,048	1,572	
(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	823	916	1,831	2,746	
(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	1,128	1,255	2,509	3,763	
(5) 理学療法士等による訪問の場合	294	327	654	981	1回につき
1日に2回を超えて訪問看護を行った場合(90%)	265	295	590	884	1回につき
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合	2,961	3,293	6,586	9,878	1月につき
複数名訪問加算(Ⅰ)					1回につき
所要時間30分未満の場合(複数看護師等)	254	283	565	848	
所要時間30分以上の場合(複数看護師等)	402	447	894	1,341	
複数名訪問加算(Ⅱ)					1回につき
所要時間30分未満の場合(看護師等+看護補助者)	201	224	447	671	
所要時間30分以上の場合(看護師等+看護補助者)	317	353	705	1,058	
長時間訪問看護加算	300	334	668	1,001	1回につき 1時間30分以上
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600	668	1,335	2,002	1月につき
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	574	639	1,277	1,915	1月につき
特別管理加算(Ⅰ)	500	556	1,112	1,668	1月につき
特別管理加算(Ⅱ)	250	278	556	834	1月につき
ターミナルケア加算	2,500	2,780	5,560	8,340	死亡月につき
初回加算(Ⅰ)	350	390	779	1,168	1月につき
初回加算(Ⅱ)	300	334	668	1,001	1月につき
退院時共同指導加算	600	668	1,335	2,002	1回(特別な管理を必要とする利用者は2回)に限り
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3	4	7	10	1回につき
処遇改善加算	総単位数×18/1000を加算				
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の訪問について					
(1) 理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合	-8	-9	-18	-27	1回につき
(2) 看護職員の訪問回数が理学療法士等の訪問回数を超えているが、特定の加算を算定していない場合	-8	-9	-18	-27	1回につき
早朝・夜間、深夜の訪問介護の場合					
(1) 夜間(午後6時～午後10時)・早朝(午前6時～午前8時)	所定単位数×25/100を加算				
(2) 深夜(午後10時～午前6時)	所定単位数×50/100を加算				
同一敷地内建物等に居住する利用者の場合					
(1) 事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者の場合	所定単位数×90/100				
(2) 同一の建物に20人以上利用者が居住する場合	所定単位数×90/100				
(3) 事業所と同一敷地内建物等に50人以上が居住する場合	所定単位数×85/100				

\*利用者負担額(1割、2割又は3割)の算出方法

単位数×11.12円=〇〇円(1円未満切り捨て)

〇〇円-(〇〇円×0.9、0.8又は0.7(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額)

\*利用者負担額欄は各負担割合に応じて単位数を円に換算し表示したものです。

ただし、小数点以下は切り捨てとなるため、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。

## 2 その他の費用

項目	金額	説明
死後の処置代	10,000円	在宅で利用者様が亡くなった際に家族が死後の処置を希望した場合
交通費	実費	当事業所の通常の事業の実施地域(鶴見区)にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、訪問するための交通費(実費)がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をお支払いいただきます。通常の事業の実施地域を越えた所から、片道1kmあたり100円

## 3 通常のサービス提供を超える費用(利用者負担10割)

項目	金額	説明
介護保険外サービス	介護報酬告示上の額と同額	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス料金です。

# 介護予防訪問看護料金表(介護保険)

## 1 介護予防訪問看護の介護報酬に係る費用

2級地 11.12 円

介護予防訪問看護費(1回につき)	単位数	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)	
(1) 所要時間20分未満の場合	303	337	674	1,011	24時間体制、週1回以上
(2) 所要時間30分未満の場合	451	502	1,003	1,505	
(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	794	883	1,766	2,649	
(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	1,090	1,212	2,424	3,636	
(5) 理学療法士等による訪問の場合	284	316	632	948	1回につき
1日に2回を超えて訪問看護を行った場合(50%)	142	158	316	474	1回につき
複数名訪問加算(Ⅰ)					1回につき
所要時間30分未満の場合(複数看護師等)	254	283	565	848	
所要時間30分以上の場合(複数看護師等)	402	447	894	1,341	
複数名訪問加算(Ⅱ)					1回につき
所要時間30分未満の場合(看護師等+看護補助者)	201	224	447	671	
所要時間30分以上の場合(看護師等+看護補助者)	317	353	705	1,058	
長時間介護予防訪問看護加算	300	334	668	1,001	1回につき 1時間30分以上
緊急時介護予防訪問看護加算(Ⅰ)	600	668	1,335	2,002	1月につき
緊急時介護予防訪問看護加算(Ⅱ)	574	639	1,277	1,915	1月につき
特別管理加算(Ⅰ)	500	556	1,112	1,668	1月につき
特別管理加算(Ⅱ)	250	278	556	834	1月につき
初回加算(Ⅰ)	350	390	779	1,168	1月につき
初回加算(Ⅱ)	300	334	668	1,001	1月につき
退院時共同指導加算	600	668	1,335	2,002	1回(特別な管理を必要とする利用者については2回)に限り
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3	4	7	10	1回につき
処遇改善加算	総単位数×18/1000を加算				
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の訪問について					
(1) 理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合	-8	-9	-18	-27	1回につき
(2) 看護職員の訪問回数が理学療法士等の訪問回数を超えていないが、特定の加算を算定していない場合	-8	-9	-18	-27	1回につき
(3) 指定介護予防看護の利用が12月を超える場合で、(1)(2)を算定している場合	-15	-17	-34	-50	1回につき
(4) 指定介護予防看護の利用が12月を超える場合で、(1)(2)を算定していない場合	-5	-6	-11	-17	1回につき
早朝・夜間、深夜の訪問介護の場合					
(1) 夜間(午後6時～午後10時)・早朝(午前6時～午前8時)	所定単位数×25/100を加算				
(2) 深夜(午後10時～午前6時)	所定単位数×50/100を加算				
同一敷地内建物等に居住する利用者の場合					
(1) 事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者の場合	所定単位数×90/100				
(2) 同一の建物に20人以上利用者が居住する場合	所定単位数×90/100				
(3) 事業所と同一敷地内建物等に50人以上利用者が居住する場合	所定単位数×85/100				

※利用者負担額(1割、2割又は3割)の算出方法  
単位数×11.12円=〇〇円(1円未満切り捨て)

〇〇円-(〇〇円×0.9、0.8又は0.7(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額)

※利用者負担額欄は各負担割合に応じて単位数を円に換算し表示したものです。

ただし、小数点以下は切り捨てとなるため、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。

## 2 その他の費用

項目	金額	説明
死後の処置代	10,000円	在宅で利用者様が亡くなった際に家族が死後の処置を希望した場合
交通費	実費	当事業所の通常の事業の実施地域(鶴見区)にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、訪問するための交通費(実費)がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をお支払いいただきます。 通常の事業の実施地域を越えた所から、片道 1kmあたり 100円

## 3 通常のサービス提供を超える費用(利用者負担10割)

項目	金額	説明
介護保険外サービス	介護報酬告示上の額と同額	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス料金です。

## 訪問看護料金表(医療保険一般)

		料金	1割	2割	3割
	基本療養費 (週3日目まで)	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
	(週4日目以降)	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
	管理療養費 (1日目)	¥7,670	¥767	¥1,534	¥2,301
	(2日目以降)	¥3,000	¥300	¥600	¥900
1	訪問看護情報提供療養費 1	¥1,500	¥150	¥300	¥450
2	特別管理指導加算 重症度等の高い場合	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500
	特別管理指導加算 それ以外の場合	¥2,500	¥250	¥500	¥750
3	24時間対応体制加算 (取組実施以外)	¥6,520	¥652	¥1,304	¥1,956
4	難病等複数回訪問加算 (1日2回)	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	(1日3回以上)	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
5	緊急時訪問看護加算 月14日目まで	¥2,650	¥265	¥530	¥795
	緊急時訪問看護加算 月15日目以降	¥2,000	¥200	¥400	¥600
6	長時間訪問看護加算	¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560
7	退院時共同指導加算	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
8	退院支援指導加算	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
9	在宅患者連携指導加算	¥3,000	¥300	¥600	¥900
10	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	¥2,000	¥200	¥400	¥600
11	ターミナルケア療養費	¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500
12	夜間・早朝訪問看護加算	¥2,100	¥210	¥420	¥630
13	深夜訪問看護加算	¥4,200	¥420	¥840	¥1,260
14	複数名訪問看護加算	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
15	訪問看護ベースアップ評価料 (I)	¥1,050	¥105	¥210	¥315
16	訪問看護医療DX情報活用加算	50円/月			
17	訪問看護物価対応料 月初日	60円/月			
	訪問看護物価対応料 月の2日以降	20円/回			
※	ご遺体ケア (実費)	¥10,000			
※	交通費 1回の訪問に付 往復 ¥440 (鶴見区内) 鶴見区外 上記に加え片道2km毎に100円 (往復200円) 22:00~翌8:00まで一回につき往復3,000円				